

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、
 医師または患者さんに聞かれて困ったこと、
 医師に疑義照会して対応したが
 いま一つ納得できないこと、ありませんか？
 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。
 どしどし質問してください。
 「質問の募集」要項は61頁にあります。
 なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。
 電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。
 また、特殊なケースの質問は
 採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q
&
A

Q1 薬歴の記載方法について質問があります。薬剤情報提供料1および2を算定した場合は、薬歴にそのことを記録していますが、その記載方法は「薬剤情報提供料1」、「薬剤情報提供料2」などのように点数表の項目名を記載しなければならないのでしょうか。それとも略号などでも構わないのでしょうか。(匿名希望)

A1 必ずしも調剤報酬点数表の項目名そのものを記録しなければならないということはありません。薬歴などへの記録については、たとえば調剤報酬明細書(レセプト)に使用する記号などでも構わないものと解釈します。

薬剤情報提供料1や薬剤情報提供料2を算定した場合には、薬剤服用歴などに「その旨」を記録することとされています。これらの点数では、患者に薬剤手帳や薬剤情報提供文書を渡してしまうため、そのままでは保険薬局側での業務の記録がまったく残らないことになってしまいます。そのため、これらの点数を算定したことの記録として、薬歴や調剤録などにそのことを記載して残すよう求められているのです。

すなわち、算定要件においても、「その旨を薬剤服用歴等に記録する」と明記されているのであって、必ずしも「薬剤情報提供料1」や「薬剤情報提供料2」のように調

剤報酬点数表の項目名そのものを記録することまで求めているわけではありません。項目名そのものであれば、より確実であるため間違いも生じないと思いますが、たとえばレセプトへの記載方法と同じように「薬A」や「薬B」にするなど、その保険薬局として統一した記載方法を決めた上で実施(記録)していれば、略号などを使用しても問題ないものと考えます。

Q2 薬袋について質問があります。最近、薬袋の裏面に広告が入ったものがあると聞きましたが、そのような薬袋は法的に認められているのでしょうか。(匿名希望)

A2 薬剤師法や健康保険法などの関係法規では明確に禁止されているわけではありませんが、少なくとも健康保険に係る調剤(保険調剤)においては広告つきの薬袋は使用するべきではないと考えます。

薬袋への記載事項(調剤された薬剤の表示)については、薬剤師法第25条および薬剤師法施行規則第14条において、患者の氏名、用法、用量、調剤年月日、調剤した薬剤師の氏名、調剤した薬局の名称・所在地などを明記することが義務づけられています。そのため、1つの考え方として、薬剤師法で具体的に規定されている事項以外は記載するべきでないという意見もありますが、現時点に

においては、必ずしも明確にそれが禁じられているというわけではありません。

しかし、調剤報酬点数表においては、報酬業務に必要な費用はすべてその中に含まれているものと解釈されています。たとえば薬袋に係るコストはいくらというように個別の積算が行われているわけではありませんが、当然ながら薬袋についても必要なコストとして点数に含まれているものと解釈されています。したがって、保険薬局としては、保険調剤に係る薬袋分のコストもきちんと費用請求していることになるのです。

広告つきの薬袋については、法的な側面だけでその是非を判断できる問題ではありません。広告つきとは、その広告主であるスポンサーがある程度の費用を負担するものであることから、保険薬局にとっては無償あるいは通常よりも安価で購入できるという経営面でのメリットがあるかもしれません。しかし、現在の健康保険のシステムとしては、もう一方で患者からその分の費用を徴収していることとなりますので、ある意味では保険薬局が二重に費用徴収していることと似たような状況になってしまいます。また、その分の差を患者に還元するということもできません。したがって、少なくとも保険調剤においては広告つきの薬袋は使用すべきではないと判断します。



Q3 自家製剤加算について質問があります。6歳未満の乳幼児の調剤においてフレーバーなどの甘味剤を添加した場合、「特別の乳幼児製剤」としての自家製剤加算は算定できるのでしょうか。(匿名希望)

A3 単に甘味剤を添加したというだけで自家製剤加算(特別の乳幼児製剤)を算定することはできません。患者(6歳未満の乳幼児)一人ひとりに応じた工夫であって、その必要性が認められるものであれば保険適用は認められますが、乳幼児だからという理由だけで一律に算定できるものではありません。

6歳未満の乳幼児の患者(以下、乳幼児)を対象とした特別の乳幼児製剤の自家製剤加算は、調剤された医薬品が苦いなど、どうしても服用できないケースにおける薬剤師による工夫を評価したものです。当然ながら、乳幼児という理由だけで算定できるものではありませんし、単に処方医からの指示があるからといって算定の適否を判断できるというものでもありません。少々飲みにくいという程度であって、むしろ患者側の希望に基づいた甘味剤の添加であれば、それは保険適用としてではなく、実費徴収が認められている行為として取り扱わなければなりません。

特別の乳幼児製剤としての自家製剤加算が認められるケースとしては、その工夫(甘味剤などの添加)の必要性が明らかである場合のみです。したがって、その保険薬局で処方せんを受け付けた全ての乳幼児に算定していれば、その算定の信憑性が問われる可能性もあるのではないのでしょうか。患者一人ひとりに応じた工夫となるよう心がけ、適切な保険請求となるよう努めてください。